

○尚絅学院大学公的研究費不正防止計画

2015 年 4 月 1 日 策定

2016 年 4 月 1 日 改訂

尚絅学院大学における公的研究費の適正な運営・管理を行うために、以下の不正防止計画を策定する。

不正を発生させる要因	要因に対する不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化	
① 責任体系が曖昧な場合、組織的ガバナンスが機能しない。	機関の責任体系を明確にするために、「不正使用防止対策に関する基本方針」と「公的研究費取扱規程」を策定して本学ホームページに掲載する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
① 公的研究費の使用ルールを理解不足により、運用が曖昧となっている。	公的研究費の使用及び手続きに関するルールを明確にしていく。
② 職務権限に曖昧な点があることで十分なチェック体制を確立できない。	職務権限を明確にして、公的研究費の使用の事務手続きの明確化を図る。
③ 不正行為に関する事例や公的研究費の運営・管理に関する諸規程等の変更を周知して理解する場がないと、不正防止への理解が深まらない。	コンプライアンス教育を行う研修会を開催して、左記の要因の周知と理解を深めさせて、不正防止意識向上を目指す。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
① 不正防止計画の策定において、不正が発生しうる要因の把握が不十分の場合、実効性が薄くなる。	不正が発生しうる要因を、公表されている事例、内部監査の指摘、構成員からの聴取といった多角的な視点から把握し、不正防止計画策定・構成員への理解を行っていく。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	
① 研究計画と予算執行状況が著しく適正を欠くと、不要な物品の購入等、予算額消化が目的となりかねない。	研究計画と予算執行状況を確認して、著しく予算執行が少ない場合には、研究者に対して今後の研究の進め方を予算執行予定も含めて確認を行う。
5. 情報の伝達を確保する体制の確立	
① 相談事項や課題、改善方法を学内で共有しないことにより誤った判断による不正行為が起りえる。	説明会や研修会等を通して、相談事項や課題、改善方法の事例を周知する。
6. モニタリングの在り方	
① 実効性のあるモニタリングを行わないと公的研究費の不正使用が行われかねない。	モニタリングの実施及び内部監査の実施を構成員に周知するとともに、状況分析や具体的な手段を検討し実効性を高める。